

労 審 発 第 1 5 4 2 号  
令 和 5 年 1 1 月 1 7 日

厚生労働大臣  
武見 敬三 殿

労働政策審議会  
会長 清家 博



令和5年11月17日付け厚生労働省発基1117第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和5年11月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係  
省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）」に  
ついて

令和5年11月17日付け厚生労働省発基1117第1号をもって労働政策  
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和5年11月17日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

最低賃金部会

部会長 小畑 史子

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係  
省令の一部を改正する省令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正関係）」に  
ついて

令和5年11月17日付け厚生労働省発基1117第1号をもって労働政策  
審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり  
結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。